都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、地域の実情に応じ、対象となる年齢層への啓発、献血推進組織の育成等を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。

採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、病気や怪我のために輸血を受けた患者や、その家族の声を伝えること等により、血液製剤が患者の医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血の正しい知識や必要性を啓発し、又は協力することが必要である。

また、少子高齢社会を迎えたことによる血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少、血液製剤の利用実態等について正確な情報を提供するとともに、献血者等の意見を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。

さらに、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、ＨＩＶ等の感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、平成二十二年一月二十七日に実施された英国滞在歴による献血制限の見直し及び平成二十三年四月一日に施行された採血基準の改正について、引き続き国民に対して十分に広報を行い、献血への協力を求める必要がある。

これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

1　効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

国は、献血量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある四〇〇ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、都道府県及び採血事業者とともに、七月に「愛の血液助け合い運動」を、一月及び二月に「はたちの献血」キャンペーンを実施するほか、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。

都道府県、市町村及び採血事業者においても、これらの献血推進活動を実施することが重要である。また、市町村においては、地域における催物の機会等を活用する等、積極的に取り組むことが望ましい。

血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持する必要がある。そのため、幼少期も含めた若年層、企業・団体、複数回献血者に対して、普及啓発の対象を明確にしたうえで、各世代に合わせた効果的な活動や重点的な献血者募集を実施し、以下の取組を行う。

ア　若年層を対象とした対策

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、若年層の献血や血液製剤に関する理解の促進及び献血体験の促進に組織的に取り組む。

また、若年層への啓発には、若年層向けの雑誌、放送媒体、ＳＮＳ等インターネットを含む様々な広報手段を用いて、気軽に目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえるよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用する等、実効性のある取組が必要である。

特に十代層への啓発には、採血基準の改正により、男性に限り四〇〇ミリリットル全血採血が十七歳から可能となったこと等について情報を伝え、献血者の協力を得る。

さらに、子育て中の二十歳代後半から三十歳代を中心に、血液の大切さや助け合いの心について、親子向けの雑誌等の広報手段や血液センター等を活用して啓発を行うとともに、次世代の献血者を育てていくために親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、ボランティア組織と連携した親子が参加しやすい献血推進活動の実施、地域の特性に応じて採血所に託児スペースの整備を行う等、親子が献血に触れ合う機会や利用しやすい環境を設ける。

国は、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材、中学生を対象とした血液への理解を促すポスターを作成し、関係省庁と連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの教材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

都道府県及び市町村は、若年層の献血への関心を高めるため、採血事業者が実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習を、積極的に活用してもらえるよう学校等に情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

採血事業者は、その人材や施設を活用し、若年層へ献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。

採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促すとともに、将来、医療従事者になろうとする者に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

イ　五十歳から六十歳代を対象とした対策

国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、年齢別人口に占める献血者の率が低い傾向にある五十歳から六十歳代の層に対し、血液製剤の利用実態や献血可能年齢等について正確な情報を伝え、相互扶助の観点からの啓発を行い、献血者の増加を図る。また、血小板成分採血について、採血基準の改正により、男性に限り六十九歳まで（六十五歳から六十九歳までの者については、六十歳から六十四歳までの間に献血の経験がある者に限る。）可能となったことについて情報を伝え、献血者の確保を図る。

ウ　企業等における献血の推進対策

国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

採血事業者は、企業等に対して、「献血セミナー」を実施し、正しい知識の普及啓発を図る。

国及び採血事業者は、企業等に対して、特に二十歳代から三十歳代の労働者の献血促進について協力を求める。

エ　複数回献血者対策

国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血者の協力が十分に得られるよう、平素から血液センターに登録された献血者に対し、機動的かつ効率的に呼びかけを行う体制を構築する。また、献血に継続的に協力が得られている複数回献血者の組織化及びサービスの向上を図り、その増加に取り組むとともに、献血の普及啓発活動に協力が得られるよう取り組む。